

部分払に関する特約条項

(部分払)

第1条 受注者は、業務の完了前に、既履行部分に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を書面により発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計仕様書の定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の業務委託料相当額} \times (9/10)$$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(前払金等の不払に対する業務中止) 及び (瑕疵担保)

第2条 この契約に基づき特約条項第1条を適用する場合の契約にあっては、次の各号のとおり定める。

(1) 第42条第1項中「第37条又は第41条において準用される第35条の規定に基づく支払い」とあるのは、「第37条、特約条項第1条又は第41条において準用される第35条の規定に基づく支払い」と読み替える。

(2) 第43条第2項中「(第37条並びに第41条第1項又は第2項において準用する場合も含む。)」とあるのは、「(第37条、特約条項第1条並びに第41条第1項又は第2項において準用する場合も含む。)」と読み替える。